

毎年5月14日から20日はギャンブル等依存症問題に関する啓発週間とされており、ギャンブル等依存症に関する啓発用資料の周知及び社会教育施設等の活用を依頼するものです。

事務連絡  
令和7年5月9日

各 国 公 私 立 大 学 学 生 支 援 担 当 課

各 公 私 立 短 期 大 学 学 生 支 援 担 当 課

各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 学 生 支 援 担 当 課

各 都 道 府 県 専 修 学 校 主 管 課

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 専 修 学 校 主 管 課

御中

厚 生 労 働 省 医 政 局 医 療 経 営 支 援 課

厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 障 害 保 健 福 祉 部 企 画 課

各 都 道 府 県 ・ 指 定 都 市 生 涯 学 習 ・ 社 会 教 育 主 管 課

文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局 男 女 共 同 参 画 共 生 社 会 学 習 ・ 安 全 課

文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局 生 涯 学 習 推 進 課

文 部 科 学 省 高 等 教 育 局 学 生 支 援 課

### ギャンブル等依存症に関する啓発用資料の活用等について（依頼）

ギャンブル等依存症対策については、ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号。以下「法」という。）及びギャンブル等依存症対策推進基本計画（平成31年4月閣議決定（令和7年3月21日変更）。以下「計画」という。）に基づき、施策の推進が図られているところです。法においては、毎年5月14日から20日はギャンブル等依存症問題に関する啓発週間とされており、計画に基づき、関係省庁等と連携した、大学等へのギャンブル依存症問題に係る普及啓発や社会教育施設等の活用の推進を行うこととしております。つきましては、下記の点について、御協力をお願いします。

### 記

#### ① ギャンブル等依存症に関する啓発用資料の周知について

昨年度に引き続き、消費者庁からギャンブル等依存症に関する啓発用資料について別紙1のとおり周知依頼がありました。

各 国 公 私 立 大 学 （短 期 大 学 を 含 む。） 及 び 高 等 専 門 学 校 に お か れ て は、教 職 員 及 び 学 生 等 に 対 し、各 都 道 府 県 及 び 都 道 府 県 教 育 委 員 会 専 修 学 校 主 管 課 に お か れ て は、所 管 又 は 所 轄 の 専 修 学 校 （専 門 課 程 を 置 く も の に 限 る。以 下 同 ジ。） に 対 し、国 立 大 学 法 人 に お か れ て は、そ の 設 置 す る 専 修 学 校 に 対 し、厚 生 労 働 省 に お か れ て は、所 管 の 専 修 学 校 に 対 し、各 都 道 府 県 ・ 指 定 都 市 生 涯 学 習 ・ 社 会 教 育 主 管 課 に お か れ て は、域 内 の 市 町 村 主 管 課 に 対 し て も 周 知 の 上、消 費 者 教 育 や 依 存 症 予 防 教 育 等 の 取 組 の 中 で の 御 活 用 に つ い て、お 取 り 計 ら い 頂 い ま す。

また、日本国内では、いわゆる「オンラインカジノ」に接続して賭博を行うことは違法であり、警察庁においては、オンラインカジノに係る賭博事犯について取締りや広報啓発を推進されております。警察庁が作成しているオンラインカジノの違法性に関する周知資料（別紙2）も御活用いただき、オンラインカジノの違法性の周知・啓発につきましても併せて御協力を願いいたします。

### (消費者庁ウェブサイト)

ギャンブル等依存症に関する啓発用資料等は、下記のリンクから御覧ください。

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/caution/caution\\_012/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_012/)

### (警察庁ウェブサイト)

オンラインカジノの違法性に関する周知資料は、下記のリンクから御覧ください。

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/hoan/onlinecasino/onlinecasino.html>

### 【参考1】(内閣官房ウェブサイト)

内閣官房においても、ギャンブル等依存症問題の啓発に関する取組として、①啓発動画作成、②依存症から回復された方による体験談動画作成、③「ギャンブル等依存症を克服されたかたの体験談」を掲載しておりますので、併せてお知らせいたします。

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gamble/index.html>

### 【参考2】(文部科学省ウェブサイト)

文部科学省においても、ギャンブル等依存症に関する理解を深めるための主に高等学校段階を対象とした教師用指導参考資料、生徒向け啓発資料を、文部科学省のウェブサイト（下記URL）に公表しております。

- 「ギャンブル等依存症」などを予防するために（教師用指導参考資料）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/\\_icsFiles/afieldfile/2019/04/05/1415166\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/_icsFiles/afieldfile/2019/04/05/1415166_1.pdf)

- 行動嗜癖を知っていますか？（生徒向け啓発資料）

[https://www.mext.go.jp/content/20200512-mext\\_kenshoku-000007121\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200512-mext_kenshoku-000007121_1.pdf)

### ②社会教育施設等の活用について

具体的な取組として、福祉部局との連携はもちろんのこと、公民館等の社会教育施設におけるギャンブル等依存症対策に関する啓発講座の開催等が考えられます。

文部科学省においては、ギャンブル等依存症を含む各種依存症の予防に資するため、保護者や地域住民等に向けた啓発講座である「依存症予防教室」を各地域において実施しており、その事例集も作成・公表しております。

各教育委員会におかれでは、これらの事例集も御活用いただき、社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくりの拠点である公民館等の社会教育施設が地域の実情に合わせて、その活動が一層活性化されるよう、必要な御支援をお願いします。

- 「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」委託事業事例集

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/ikusei/taisaku/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/taisaku/index.htm)

#### 【本件連絡先】

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課 男女共同参画企画係

電話：03-6734-3406

事務連絡  
令和7年5月2日

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

生涯学習推進課

文部科学省高等教育局

学生支援課

御中

消費者庁消費者政策課

ギャンブル等依存症に関する啓発用資料の周知について  
(御協力のお願い)

日頃から、消費者行政の推進に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

消費者庁においては、ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）及びギャンブル等依存症対策推進基本計画（令和7年3月21日閣議決定）を踏まえ、関係省庁等と連携して、啓発の取組を進めています。

当該計画においては、国公私立大学や専門学校等に対する啓発用資料の周知を通じて、青少年等に対するギャンブル等依存に関する普及啓発を行うこととしており、令和7年度においても、ギャンブル等依存症問題啓発週間に向け、当庁で作成した啓発資料について、各大学等及び各教育委員会向けに周知を図っていただきたく、貴省に御協力をお願いするものです。

よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

記

【啓発用資料】

- ・ギャンブル等依存症対策に係る啓発用資料

【参考ウェブサイト】

「ギャンブル等依存症でお困りの皆様へ」

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/caution\\_caution\\_012/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution_caution_012/)

【本件連絡先】

消費者庁消費者政策課

担当：坂下、森山、松本

電話：03-3507-9186（直通）

「どうしてもギャンブルがやめられない…。」

／それ／

# ギャンブル等 依存症 かも？



依存症  
についての  
相談なら



全国の相談窓口・  
医療機関等



債務等  
についての  
相談先は



金融庁  
多重債務相談窓口



消費者  
ホットライン188

本人はもちろん  
ご家族だけでも  
ご相談できます

ひとりで悩まず  
ご連絡  
ください

克服された方の体験談も公開中



内閣官房  
Cabinet Secretariat

消費者庁  
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

ひと、くらし、みらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

金融庁  
Financial Services Agency

# オンラインカジノ

日本国内ではオンラインカジノに接続して賭博を行うことは

# 違法です!

「知らなかつた」「済まされません!」



## とばくざい 賭博罪

賭博をした者は、  
50万円以下の罰金  
又は科料

## じょうしゅうとばくざい 常習賭博罪

常習として賭博を  
した者は、3年  
以下の懲役

詳細は警察庁  
ホームページにて

